

奈良工業高等専門学校防災規程

平成16年4月1日制定

平成29年3月9日改正

(目的)

第1条 この規程は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における災害を予防し、火災その他の災害を防止することを目的とする。

(防災委員会)

第2条 防災に関する必要な事項を審議するため、防災委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者
- 二 総務課長及び学生課長
- 2 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会に関する事務は、総務課で行う。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 防災計画に関すること。
- 二 防災設備の強化及び改善に関すること。
- 三 防火思想の普及、徹底に関すること。
- 四 その他防災に関すること。
- 2 委員会の運営等に関する事項については、別に定める。

(防災責任組織)

第5条 事務部長は、防災に関する事務及び諸活動を総括する。

- 2 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者は、総務課長をもって充てる。
- 3 防災責任者は、不動産監守者をもって充てる。

(施設設備検査員)

第6条 建物、電気設備、火気使用施設、消防用設備等の適正な管理と機能保全に必要な点検、検査を行うため施設設備検査員を置く。

- 2 検査の区分、任務及び検査員は、別表第1のとおりとする。

(防災団の組織)

第7条 本校の教職員及び学生をもって防災団を編成する。

- 2 防災団の編成及び任務は、別に定める。
- 3 防災団の責任者は、防災訓練を計画し、実施しなければならない。

(教職員及び学生の遵守事項)

第8条 教職員及び学生その他校内の施設を使用する者は、火災予防等について、別表第2の火

災予防心得を遵守しなければならない。

(非常持出)

第9条 防災責任者は、その所属する文書及び物件のうち、非常持出を要するものについては、緊急の場合、搬出できるよう「非常持出」と朱書した容器に収め、搬出順位を表示しなければならない。

(火災発生時の措置)

第10条 火災を発見した者は、直ちに別表第3により行動しなければならない。

(地震、風水害等の発生時の措置)

第11条 地震、風水害等の災害が発生したときは、前条に準じ適宜の措置をとるものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校防災規程（昭和43年1月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1

施設設備検査の区分、任務及び検査員

区 分	任 務	検 査 員
建物等の検査	構造、使用状況、避難階段、非常口、防火シャッター、排煙口等の管理及び検査	総務課長 総務課施設係長
電気等施設設備の検査	電気、ガス等の施設の管理及び検査	総務課施設係長 電気主任技術者
消防用設備の検査	消防用貯水槽、警報設備、消火器、消火栓、消防ポンプ等の管理及び検査	総務課長 総務課施設係長
火気使用施設の検査	火気使用施設、器具類の管理及び検査	総務課長 総務課契約係長 総務課施設係長
危険物の検査	危険物の安全管理及び検査	総務課長 危険物取扱主任

別表第2

火災予防心得

1 火気の使用について

- (1) 指定の場所以外で火気を使用しないこと。やむを得ず使用するときは、必ず事前に文書をもって防火管理者の承認を受けること。
- (2) 防火管理者の許可なく電熱器その他火気を持ち込み、使用し、又はみだりに電気配線等してはならない。
- (3) 火気使用中はこれを放置することなく、終了後は必ず遮断、閉栓、残火の始末等を確実に行うこと。なお、停電、ガス中断等の場合は電源の遮断、ガス栓の閉鎖を忘れないよう特に注意すること。
- (4) 必要により勤務時間外又は休日に火気を使用するときは、必ず事前に文書をもって総務課総務係に、学寮にあっては学生課寮務係に届け出し、火気使用后、後始末の状況を前者にあっては警備員に、後者にあっては当直者に報告すること。

2 発火性又は引火性薬品、燃料等の使用について

- (1) 教室又は実験室等への持込みは必要最小限度にとどめ、その使用には細心の注意を怠らぬこと。

3 喫煙について

- (1) 煙草は、必ず灰皿等の設備のある指定された場所で喫煙し、吸殻を床面等に放棄せず、完全に処理すること。

4 その他の注意事項

- (1) 教職員、学生等は、退出の際は必ず火気の安全、戸締の確認をすること。
- (2) 出入口、廊下、階段、非常口その他消防活動又は避難の妨げとなる場所に物品等を置かないこと。
- (3) 消火器具の使用法、非常通報方法、非常持出等必要な事項を充分心得ておくこと。

別表第3

火災発生時の措置

区 分	勤務時間内の場合	勤務時間外の場合
火災発見者	「〇〇〇が火事」と連呼して附近の者に応援を求め、火災報知機を使用し、又は総務課長に連絡するとともに初期の消火に努めること。	「〇〇〇が火事」と連呼して附近の者に応援を求め、火災報知機又は電話により警備員に急報するとともに初期の消火に努めること。
総務課長	① 119番に「矢田の奈良高専火事」と急報すること。 ② 火災を全員に急報すること。 ③ 防火管理者（総務課長）に急報すること。	
警備員		1 火災を発見し、又は報告を受けたときは次の順で急報し、初期消火に努めること。 ① 119番に「矢田の奈良高専火事」 ② 防火管理者（総務課長） 2 消防車が到着したときは、その誘導に当たること。 3 警備を厳にして、消防署員、警察官、本校教職員及び学生以外の立ち入りを禁じ盗難その他を警戒すること。
学寮当直者		1 火災を発見し、又は報告を受けたときは、次の順で急報すること。 ① 119番に「矢田の奈良高専火事」 ② 防火管理者（総務課長） 2 防災団長（事務部長）又は防火管理者が登校するまでは、教職員及び学生を指揮し、警備員と協力して消火、搬出に努めること。
総務課 施設係長	出火を確認したときは、速やかに現場の電気回線の遮断、ガスの閉栓を行うこと。	出火を知ったときは、急ぎ登校し、速やかに現場の電気回線の遮断、ガスの閉栓を行うこと。ただし、照明用配電線は、特に注意し送電に努めること。
その他の 教職員・学生	出火の通報を受けたときは、速やかに防災団の指揮に入ること。	出火を知ったときは、急ぎ登校し、防災団の指揮に入ること。